

ID: 1113

担当部署: 保健福祉課

処分の概要	特例特定障害者特別給付費の支給		
法令名 根拠条項	障害者自立支援法 第35条第1項		
法令番号	平成17年法律第123号		
<p>【基準】</p> <p>法第35条第1項の規定による。 (特例特定障害者特別給付費の支給)</p> <p>第35条 市町村は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、特定障害者に対し、当該指定障害者支援施設等又は基準該当施設における特定入所費用について、政令で定めるところにより、特例特定障害者特別給付費を支給することができる。</p> <p>(1) 特定障害者が、第20条第1項の申請をした日から当該支給決定の効力が生じた日の前日までの間に、緊急その他やむを得ない理由により指定障害福祉サービス等を受けたとき。</p> <p>(2) 特定障害者が、基準該当障害福祉サービスを受けたとき。</p>			
標準処理期間	40日		
備考			
設定年月日	平成22年4月1日	最終変更年月日	年 月 日